平成 1 7 年 1 2 月 国家公安委員会・警察庁 平成 1 9 年 9 月 改訂

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画

国家公安委員会及び警察庁は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」 (平成13年法律第86号。以下「法」という。)第6条第1項の規定及び「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、政策評価に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

第1 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成18年1月1日から平成20年12月31日までとする。

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する考え方

国家公安委員会及び警察庁における政策評価は、次の事項を踏まえ、効率的で質の高い警察行政を実現し、国民的視点に立った成果重視の警察行政を推進することを目的とし、その実施に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を考慮し、内閣としての重要政策を踏まえつつ、重点的、効率的かつ計画的に行う。

- (1) 国家公安委員会及び警察庁は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという任務を達成するため、各種政策の企画立案・実施をしているが、これらの政策は、国民の生活に直接影響を及ぼすものであるから、その効果等について内外の社会・治安情勢の変化を踏まえた客観的かつ厳格な評価を行い、その結果を今後の政策の企画立案と実施に適切に反映することが求められるものである。
- (2) 警察行政の円滑な運営には国民の理解が必要不可欠であり、これを確保するため、政策評価の結果等に関する一連の情報を公表することによって、国民に対する警察行政の説明責任の徹底を図り、政策の企画立案過程及び実施状況の透明性を高めていくことが必要である。
- (3) 国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価の対象となる政策の多くは、都道府県警察の活動を通じて実施されるものや国内外の社会経済情勢等外部要因の影響を多分に受けるものであること及び諸外国においても確立された評価手法が少ないことなどの制約があることから、評価手法の研

究等により、政策評価制度の充実を図っていくことが必要である。

2 政策評価の方式

(1) 国家公安委員会及び警察庁における政策評価の方式は、実績評価方式、 事業評価方式及び総合評価方式の3類型を基本とする。

ア 実績評価方式

警察行政の各分野における政策について、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ実現すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組みや最終的な実績等を総括し、目標の実現状況について評価する方式

イ 事業評価方式

新たに導入する政策について、あらかじめ期待される政策効果等を推計・測定し、必要性等の観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った内容を踏まえ評価する方式

なお、事前評価を行っていない場合であっても、事後の時点において、 当該事業等の目的等の実現状況について把握し、必要性等の観点から評 価する。

ウ 総合評価方式

特定の行政課題について、当該行政課題に係る政策効果の発現状況を 様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するととも にその原因を分析するなど総合的に評価する方式

(2) 政策評価の方式は、評価の対象とする政策の特性等に応じて、適切なものを採用する。

また、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、政策体系をあらかじめ明らかにすることを基本とし、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

- 1 国家公安委員会及び警察庁における政策評価は、必要性、効率性、有効性、 公平性及び優先性の5つの観点から実施することを基本とする。
- 2 政策評価の観点は、評価の対象とする政策の特性に応じて、適切なものを選択する。

第4 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じて政策効果の

把握に要する費用等を勘案して適切な手法を選択する。

その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結び付かない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に努める。

2 成果に着目して政策効果を把握する場合は、行政機関が制御できない外部 要因の影響や都道府県警察等の政策の実施機関の成果に対する寄与の程度に ついて考慮する。

第5 事前評価の実施に関する事項

- 1 事前評価は、政策の決定に先立ち、政策の採否等の検討に有用な情報を提供する見地から実施する。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程をできる限り明らかにするよう努めるものとする。
- 2 事前評価において使用する政策評価の方式は、原則として事業評価方式と し、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。
- (1) 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に 重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経 済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。
- (2) 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
- (3) 評価を実施したときは、法第10条第1項に規定する評価書を作成するものとする。
- 3 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)を踏まえて行うものとする。
- 第6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の 実施に関する事項等
 - 1 事後評価は、政策の決定後、当該政策の見直し・改善、新たな政策の企画 立案等に反映させるための情報を提供する見地から実施する。

- 2 事後評価において使用する政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方 式及び総合評価方式とする。
- (1) 実績評価方式により評価を実施する場合
 - ア 国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標(基本目標)を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を選択した上で、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価する。
 - イ 業績指標には、達成目標を設定するとともに、その達成時期を明確にする。達成目標は、定量的な数値目標であることが望ましいが、国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価の対象となる政策の中には、社会経済情勢等外部要因から多大な影響を受けることなどにより、数値目標を設定することが適当でないものがあり、このような政策については、業績目標を実現するための活動実績の把握や数値目標を設定せずに指標を継続的に測定することなどにより、当該業績目標の実現状況を評価する。

なお、達成目標の設定が困難な場合は、評価において求められる必要な要素等も勘案しつつ、政策の特性等に応じたより適切な評価の方式を用いることを検討する。

- ウ 業績指標とは別に、業績目標をめぐる社会経済情勢を的確に把握・分析する際の参考とするための指標(参考指標)を設定することができる。
- エ 実績評価方式による評価の実施に当たっては、毎年、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した実績評価計画書を作成するものとする。
- オ 実績評価方式により評価を実施したときは、法第10条第1項に規定する評価書を作成するものとする。
- (2) 事業評価方式により評価を実施する場合
 - ア 事業評価方式による評価は、既に実施されている国民の権利・利益に 重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会 経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状 況を明らかにするため、実施する。
 - イ 事業評価方式により評価を実施したときは、法第10条第1項に規定する評価書を作成するものとする。また、評価の実施を予定してから当該評価を実施するまでに2年以上の期間がある政策については、必要に応じて、適切な時期に、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとする。

- (3) 総合評価方式により評価を実施する場合
 - ア 総合評価方式により評価を実施する場合は、評価の実施体制、業務量、 緊急性等を考慮して、次に掲げる政策について重点的に行う。
 - ・ 社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの
 - ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施する ことが要請されるもの
 - ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間 が経過したもの
 - ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの
 - ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの
 - イ 評価を実施する場合は、対象となる政策とその効果との因果関係、外 部要因の影響、波及効果等を掘り下げて分析することにより、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析する。
 - ウ 総合評価方式により評価を実施したときは、法第10条第1項に規定する評価書を作成するものとする。また、評価に2年以上の期間を要する政策であって、当該期間が経過していないものについては、必要に応じて、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとする。
- 3 事前評価を実施した政策について、事後評価を実施する場合は、事前の時 点で行った効果や費用の予測・分析を踏まえて行うものとする。

規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価を実施した場合は原則として、 その他の事前評価を実施した場合は必要に応じ、事後評価を実施するものと する。

- 4 計画期間内において事後評価の対象とする政策は、次のとおりとし、それ ぞれ実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式の中から適切な方式を用いて評価を実施することとする。
- (1) 市民生活の安全と平穏の確保
- (2) 犯罪捜査の的確な推進
- (3) 組織犯罪対策の推進
- (4) 安全かつ快適な交通の確保(社会資本整備重点計画法(平成15年法律第 20号)第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画にその概要が定めら れた社会資本整備事業に係るものを含む。)
- (5) 国の公安の維持
- (6) 犯罪被害者等の支援
- (7) 情報セキュリティの確保
- (8) ITを活用した国民の利便性・サービスの向上

- (9) 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進
- (10) 緊急治安対策プログラムの推進
- (11) 警察による国際協力の推進
- (12) 留置施設の整備と留置業務の効率化
- 5 研究開発を対象とする事後評価等の実施に当たっては、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的 指針」を踏まえて行うものとする。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の実施に当たっては、政策の特性、評価の内容に応じて学識経験を有する者の高い識見、高度の専門的知識・能力等を活用するため、必要に応じて、学識経験者等からの意見の聴取、学識経験者等により構成される研究会等の開催等により、その客観的かつ厳格な実施の確保に努める。

また、第9の規定による実施計画及び実施結果報告書の策定に当たっては、 別に定めるところにより開催する警察庁政策評価研究会において、政策評価や 警察行政に造詣の深い学識経験者等の意見を聴取し、その客観性の確保に努め る。

第8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価の結果は、予算要求、法令等による制度の新設・改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り 反映する。

第9 実施計画及び実施結果報告書の策定

- 1 国家公安委員会及び警察庁は、毎年12月末までに、翌年実施する政策評価 の概要を記載した政策評価の実施に関する計画を策定するものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁は、毎年8月末までに、前年実施した政策評価 の結果の概要及び過去における評価結果の前年における政策への反映状況を 記載した実施結果報告書を作成するものとする。
- 第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に 関する事項
 - 1 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項についてできる限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする。

なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかに するものとする。

- 2 次に掲げる計画等については、公表するものとし、これらの公表に当たってはインターネットのホームページへの掲載のほか、プレスリリース等により行うものとする。
- (1) 基本計画
- (2) 政策評価の実施に関する計画(第9 1)
- (3) 実績評価計画書(第6 2(1)エ)
- (4) 評価書及びその要旨(第6 2(1)オ、(2)イ、(3)ウ)
- (5) 経過報告書(第6 2(2)イ、(3)ウ)
- (6) 実施結果報告書(第92)

第11 政策評価の実施体制に関する事項

- 1 国家公安委員会は、警察庁の実施する政策評価を管理するとともに、警察庁と共同で政策評価を実施する。
- 2 国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価については、政策評価の対象となる政策を所管する課(課に準ずるものを含む。以下「政策所管課」という。)が、政策評価の案(評価計画の案を含む。以下同じ。)を作成する。
- 3 警察庁内部部局の各局部については、別紙に掲げる課をもってそれぞれ当該局部についての政策評価担当課とし、当該局部における政策評価の客観性 を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 政策評価の対象の選定に関する調整
- (2) 政策所管課に対する政策評価に関する支援及び必要な助言
- (3) 政策所管課が作成した政策評価の案の審査
- 4 長官官房総務課(以下「総務課」という。)は、国家公安委員会及び警察 庁における政策評価の厳正かつ客観的な実施を確保するため、次に掲げる措 置を講ずる。
- (1) 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
- (2) 政策評価の対象の選定に関する総合調整
- (3) 政策所管課に対する政策評価に関する支援及び必要な助言
- (4) 政策所管課が作成した政策評価の案(3ウの審査を受けたものを含む。)の審査
- (5) 政策評価の実施状況の取りまとめや公表等政策評価の総括
- (6) 政策評価を担うことができる人材の養成・確保の推進
- 5 長官官房政策評価審議官は、所管行政に関する政策評価に関する企画及び 立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

6 警察庁に、別に定めるところにより政策評価委員会を設け、国家公安委員会及び警察庁における政策評価の在り方及びその運営について審議することとする。

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

- 1 国民からの意見等の受付及びその活用
- (1) 国家公安委員会及び警察庁の実施する政策評価に関する国民からの意見 ・要望の受付窓口は、総務課とする。また、警察庁ホームページに国民か らの意見・要望を受け付けるコーナーを設ける。
- (2) 国民から寄せられた意見・要望については、その内容に応じて、今後の 政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安 委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。

2 その他

- (1) 科学警察研究所については、総務部総務課が政策評価担当課の役割を、 各研究室及び附属鑑定所が政策所管課の役割を、それぞれ担い、研究調整 官は、科学警察研究所の所掌事務に関する政策評価に関する事務のうち重 要事項に係るものの調整を行うものとする。
- (2) 本基本計画については、国家公安委員会及び警察庁における政策の在り 方、政策評価の実施状況、政策評価の方法に関する研究開発の動向等を踏 まえ、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 政策評価の実施に当たって必要な細目事項は、別に定める。

政策評価担当課

局部	政策評価担当課
長官房 生活安全局 刑事制 組織 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	総務課 生活安全企画課 刑事企画課 企通分析課 交通企画課 等備企画課 外事課 情報通信企画課